

報道機関各位

給食費負担軽減事業における非喫食者支援について

北九州市では、令和8年度から、小学校を対象とした、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」の開始に伴い、小学校及び特別支援学校小学部の給食費については、国の「給食費負担軽減交付金」を活用するとともに、基準額を超える部分を市が支援することで、給食費を無償としています。

これに伴い、アレルギーや不登校等の理由で、恒常的に給食を停止している児童の保護者に対して、食材費相当額を給付します。

記

1 給付対象者の要件

市立小学校（特別支援学校の小学部含む）に在籍する者で、下記に該当し、ひと月（暦月）を通して給食を停止している場合

（１）アレルギーその他疾患により喫食できない者

※主食、副食、牛乳の一部欠食も含む。

ただし、副食に関しては、複数品目提供される副食の全てを停止している場合のみ該当

（２）不登校や入院等による長期欠席者

（３）その他、恒常的に給食を喫食できないと教育委員会が認める者

※停止の期間がひと月（暦月）に満たない場合は、給付の対象外とします。

2 給付額

令和8年度は、食材費相当額の５，８００円（月額）を上限として支給します。

※国の給食費負担軽減交付金（５，２００円）と、重点支援地方交付金（６００円）を活用して支援。

3 給付時期

１年分をまとめて、翌年度４月に支給します。

4 その他

令和8年10月から、申請受付開始(随時)します。

※ 既に対象者が給食を停止している場合は、令和8年度は停止した月に遡って給付します。なお、給付はひと月（暦月）を通して給食を停止している場合に限り
ます。

【問い合わせ先】

教育委員会学校保健課

担当：藤田、池田

Tel：０９３－５８２－２３８１